

公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱

(通則)

第1条 公益社団法人川崎港振興協会補助金等（以下「補助金等」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金等の交付の対象とする補助事業等は、本市会計期間（4月1日から翌年3月31日まで）に公益社団法人川崎港振興協会（以下「振興協会」という。）が行う事業のうち、川崎港の振興に寄与することを目的とした次に掲げる事業（収益事業、共益事業、指定管理事業（指定管理事業に係る自主事業を含む。）及び受託事業を除く。）及びこれらの運営管理事業とする。

- (1) 川崎港の利用促進に向けた船舶及び貨物等の誘致並びにPRに関する事業
- (2) 川崎港の整備及び運営に関する調査及び研究並びに関係諸団体との連携及び協力に関する事業
- (3) 市民に開かれた港づくりを推進するための行事の開催等を通じて、港湾及び海事に関する知識及び思想の普及啓発を図る事業
- (4) 海外友好港等との国際交流に関する事業
- (5) 川崎港関連物品等の頒布に関する事業
- (6) その他次条の目的を達成するために必要な事業

(補助金交付の目的)

第3条 補助金等は、前条に定める補助事業等に要する経費に対して、予算の範囲内で交付することにより、市民に開かれた港づくりを推進し、もって、川崎港の振興発展を図り、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(補助金等の対象経費)

第4条 補助金等の対象となる経費は、第2条に定める補助事業等に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、振興協会の事業全体を統括している役職員の人件費は、当該役職員が担う業務量に占める補助対象事業に係る業務量の割合で按分した額を対象とする。

(補助金等の額)

第5条 補助金等の額は、前条に規定する補助金等の対象経費の総額とする。ただし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金等の交付申請をする場合は、補助金等交付申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の補助金等交付申請書には、事業計画書及び収支計算書が明記された資料を添付するものとする。
- 3 補助事業者等は、第1項の補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 4 補助事業者等は、市長から求めがあったときは、交付申請の内容が第2条に定める補助金等の交付の対象とする補助事業等の要件に合致することを確認できる資料を提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 補助金等の申請があった場合は、補助事業等の実施目的、内容、事業予算、計画等を審査の上、必要に応じて現地調査等を実施し、補助金等を交付すべきものと認めたときは速やかに補助金等の交付を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。
- 3 第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の交付を決定する場合、補助金等の交付目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金等を他の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業等に要する経費の配分、又は補助事業等の内容を変更する場合においては

市長の承認を受けること。

- (3) 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書による報告をすること。
- (4) 偽りその他、不正な手続きで補助金等の交付を受けたときは、補助金等の全額、又は一部を返還させるものとする。
- (5) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (6) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(決定の通知)

第9条 補助金等の交付を決定をしたときは、補助金等交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知書の内容及び条件に不服があるときは、補助金等交付決定通知書に記載の期日までに申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規程による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業等の遂行及び遂行の指示)

第11条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

- 2 市長は補助事業等が補助金等の交付決定の内容、又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第12条 補助事業者等は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(規則第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

(実績報告)

第13条 補助事業者等は、補助事業等完了後速やかに、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書（第3号様式）
- (2) 発注実績報告書
- (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書

2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 補助事業者等は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登録され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助事業者等に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

5 補助事業者等は、第1項の実績報告を行うにあたって補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

6 補助事業者等は、市長から求めがあったときは、第1項の実績報告の内容が第2条に定める補助金等の交付の対象とする補助事業等の要件に合致することを確認できる資料を提出しなければならない。

(補助金等交付額の確定等)

第14条 市長は、補助事業等の完了、又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けたときは、その報告に係る補助事業等の成果及び評価が、補助金等の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金等を予算の範囲内で決定し、当該補助事業者等に補助金等金額確定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(補助金等の交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後に補助金等を交付するものとする。ただし、市長は、補助事業等の遂行上必要があると認めるときは、補助金等を分割払いによる概算払い、又は前金払いにより交付することができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者等は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに補助金等に係る消費税等仕入控除額確定報告書(第5号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第17条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容、又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示、又は命令に違反したとき。

(補助金等の返還)

第18条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者等は、第17条の規定に基づく取消しにより、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命じられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額はまず、当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられるものとする。

3 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(報告等)

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度分の補助金等から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年度分の補助金等から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金等から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成28年2月12日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金等から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金等から適用する。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金等の対象経費
(1)事業費（第2条各号に掲げる事業に係る経費）	役員及び職員に係る人件費（役員報酬、職員給料手当、中退共拠出金、福利厚生費等）、物品製作費、旅費交通費、通信運搬費、使用料・賃借料、諸謝金・報酬・手数料、委託料、保険料
(2)運営管理費	役員及び職員に係る人件費（役員報酬、職員給料手当、中退共拠出金、福利厚生費等）

第1号様式

令和 年 月 日

（あて先）川崎市長

住所
申請者
代表者

補助金等交付申請書

令和 年度の港湾振興事業を実施するにあたり、公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱第6条の規定により、補助金等の交付を申請します。

- 1 事業目的
- 2 事業内容
- 3 補助金等申請額
- 4 補助金等申請額の算出の根拠
- 5 事業等完了予定日

第2号様式

補助金等交付決定通知書

川崎市指令第 号
令和 年 月 日

公益社団法人川崎港振興協会
様

川崎市長

令和 年 月 日付けをもって申請のあった公益社団法人川崎港振興協会等補助金については、公益社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱第8条の規定に基づき、次の条件をつけて交付する。

- 1 補助金等は、 円を上限として交付するものとする。
なお、交付時期は、 とする。
- 2 補助金等を他の用途に使用しないこと。
- 3 補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書等の関係書類による報告をすること。
- 4 偽りその他、不正な手続きで補助金を受けたときは、補助金等の全額又は一部を返還させるものとする。
- 5 補助事業等に要する経費の配分、又は補助事業等の内容の変更をする場合においては市長の承認を受けること。
- 6 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- 7 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 8 実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 9 実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等があることが確定した場合には、同交付要綱第16条に定める様式（様式5）により、その金額の総額等を速やかに報告するとともに、当該金額を市に返還しなければならない。
- 10 この決定通知の内容及び条件に不服があるときは、この通知書を受領した日の翌日から起算して30日以内に申請の取り下げをすることができる。

第3号様式

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所
申請者
代表者

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

令和 年度公益社団法人川崎港振興協会の事業が完了しましたので、社団法人川崎港振興協会補助金等交付要綱第13条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業等名
- 2 補助事業等完了日令和年月日
- 3 補助事業等の成果
- 4 添付書類
(例 収支計算書等)

第4号様式

補助金等金額確定通知書

令和 年 月 日

公益社団法人川崎港振興協会
会長 様

川崎市長

令和 年度公益社団法人川崎港振興協会補助金は、同交付要綱第14条の規定に基づき、次のとおり確定しましたので、通知します。

補助金等交付額 ¥ 円

第 5 号様式

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

住 所

申請者

代表者

補助金等に係る消費税等仕入控除額確定報告書

令和 年度公益社団法人川崎港振興協会補助金について、補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定しましたので、同交付要綱第 16 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助金の額 (交付要綱第 14 条による額の確定額)

¥ 円

2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ 円

3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

¥ 円

4 補助金返還相当額 (上記 3 から 2 の額を差し引いた額)

(注) 別紙のとして返還額に係る積算の内訳を添付すること

¥ 円